

宮城県地域福祉支援計画 (第5期)

すべての県民が共に支え合い、安心して生き生きと暮らせる
地域共生社会の形成



計画策定にあたって



急速な少子高齢化や人口減少の進展に加え、単身世帯の増加、働き方の多様化といった社会構造の変化などにより、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。「8050 問題」やひきこもり、ヤングケアラー、さらには孤独・孤立や生活困窮など、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、既存の支援制度の枠組みだけでは対応が難しくなっています。

加えて、近年頻発する大規模災害への備えとして、高齢者や障害者など、避難時や避難所等での生活において特に配慮を要する方々への福祉的支援の強化も喫緊の課題となっています。

このような中、制度や分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超え、地域住民や多様な関係機関が「我が事」として参画し、共に支え合いながら、一人ひとりが役割を持って活躍できる「地域共生社会」の実現が強く求められています。

また、平成 23 年 3 月の東日本大震災から 15 年という大きな節目を迎えますが、災害公営住宅での見守り・相談支援等が引き続き必要となっており、今後はこういった「被災者支援」の取組を、「地域全体での支え合い」へとつなげていく、新たな局面を迎えることとなります。

こうした状況を踏まえ、本県では、第 4 期の基本理念「すべての県民が共に支え合い、安心していきいきと暮らせる地域共生社会の形成」を継承しつつ、これまでの地域福祉の推進に向けた取組をさらに加速させるため、令和 8 年度から令和 12 年度を計画期間とする「宮城県地域福祉支援計画（第 5 期）」を策定いたしました。

今後、本計画に基づき、市町村における包括的な支援体制の整備・充実を支援するとともに、県民一人ひとりが生きがいを持って暮らしていける地域社会の実現をめざして取り組んでまいりますので、県民の皆様におかれましては、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、計画策定に当たり御協力いただきました皆様方に対しまして心より感謝申し上げます。

令和 8 年 3 月

宮城県知事 村井 嘉浩

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付けと役割	
	(1) 市町村の地域福祉の推進を支援する計画	2
	(2) 県の地域福祉推進の方向性を示す計画	2
	(3) 持続可能な開発目標(SDGs)との関係	2
3	県の他の計画との関係	3
4	宮城県社会福祉協議会地域福祉推進計画との関係	3
5	計画の期間	4
6	計画の推進体制	4

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1	地域社会の状況	5
	(1) 将来人口の推移	5
	(2) 少子高齢化の状況	6
	(3) 支援を要する人たちの推移	8
	(4) 世帯構成の推移	11
	(5) 地域課題の顕在化	12
	(6) 地域福祉の担い手の状況	18
2	地域福祉をめぐる課題	22
3	福祉施策の動向	23
	(1) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進	23
	(2) 社会福祉法の改正	23
	(3) 近年の地域福祉関連法制度の動き	24

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	27
2	基本的な視点	27
	(1) 地域住民が共に支え合う地域づくりの推進	27
	(2) 多様な主体によるネットワークを通じた活動の促進	27
	(3) 東日本大震災の経験を生かした支援体制の整備	28
3	取組の方向性	29
	(1) 地域共生社会実現のための体制整備	29
	(2) 地域福祉活動の推進	29
	(3) 地域福祉活動を担う多様な担い手づくり	29
	(4) 福祉サービスの質の向上	30

(5) 災害に備えた福祉の支援体制づくり	30
----------------------	----

第4章 支援施策の展開

1 地域共生社会実現のための体制整備	31
(1) 市町村における包括的な相談・支援体制の構築	31
(2) 住民参加と協働による共に支え合う地域づくり	33
2 地域福祉活動の推進	35
(1) 子どもを安心して生み育てることができる地域づくり	35
(2) 高齢者が安心して暮らせる地域づくり	37
(3) 障害があっても安心して生活できる地域づくり	39
(4) 生活困窮者に対する支援	42
(5) ひきこもりへの支援	45
(6) 自死対策の推進	46
(7) アルコール・薬物等依存症対策	47
(8) 孤独・孤立対策の推進	49
(9) ヤングケアラーへの支援	49
(10) 困難な問題を抱える女性への支援	50
(11) だれもが住みよい福祉のまちづくりの推進	51
(12) 権利擁護体制の整備	53
(13) 犯罪や非行のない地域づくり	55
(14) 住宅確保要配慮者への支援	57
3 地域福祉活動を担う多様な担い手づくり	58
(1) 福祉教育・啓発の推進	58
(2) 福祉従事者の人材育成・確保	59
(3) ボランティアの育成	61
(4) NPO等の活動促進	63
4 福祉サービスの質の向上	65
(1) 苦情解決制度の充実	65
(2) 福祉サービスの評価と利用者への情報提供の充実	65
(3) 小規模な社会福祉法人への支援等	66
5 災害に備えた福祉の支援体制づくり	68
(1) 災害時要配慮者支援体制の整備	68
(2) 災害ボランティアの受入れ体制の整備	70

第5章 市町村地域福祉計画の支援

1 市町村地域福祉計画の概要	72
(1) 市町村地域福祉計画の現状と課題	72
(2) 市町村地域福祉計画の意義	72
(3) 市町村地域福祉計画の役割	73
(4) 地域共生社会の実現に向けて	73

2	県の支援施策と計画策定市町村数目標	74
	(1) 県の支援施策	74
	(2) 地域福祉計画策定市町村数の目標	75
3	市町村地域福祉計画策定ガイドライン	75
	(1) 計画に盛り込むべき事項	75
	(2) 計画策定の手順	80

資料編

1.	事例集	(資) - 1
2.	宮城県地域福祉支援計画策定検討会議委員名簿	(資) - 19